

第1回函館市手話言語条例および障がい者コミュニケーション条例検討委員会
会議録

- 開催日時 令和6年(2024年)5月28日(火) 18時30分から20時30分まで
- 開催場所 函館市役所8階大会議室
- 出席者 (委員)
齋藤委員, 百合委員, 島委員, 石井委員, 佐藤委員, 三好委員, 相馬委員, 菅沼委員,
納谷委員, 佐直委員, 船橋委員, 森田委員, 大山委員, 長澤委員, 小谷委員
- (講師)
北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課社会参加係 伊藤係長
(手話通訳者)
函館市保健福祉部障がい保健福祉課 野刈専任手話通訳者
障がい者生活支援センターぱすてる 菊池氏, 笹谷氏
(要約筆者)
障がい者生活支援センターぱすてる 高瀬氏, 下原氏, 富本氏, 鋪氏
(事務局)
函館市保健福祉部 佐藤部長
障がい保健福祉課 田口課長, 小玉主査, 吉田主査
- 内容
- 1 開会
 - 2 あいさつ
 - 3 委員紹介
 - 4 会長・副会長選任
 - 5 今後の検討スケジュール(案)
 - 6 函館市の現状について
 - 7 北海道の条例の成り立ちと取り組みについて
 - 8 条例の構成について
 - 9 その他
 - 10 閉会

○ 発言要旨

進行	発言者	発言内容
1 開会	事務局 (小玉主査)	<p>ただいまから第1回函館市手話言語条例および障がい者コミュニケーション条例検討委員会を開催いたします。</p> <p>私は函館市保健福祉部障がい保健福祉課の小玉と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の議事に入る前に、本委員会では、検討過程についても広く市民に公表し、より開かれた形で条例の検討を進めていくため、傍聴者の受け入れと議事録の公開を行いたいと考えておりますので、ご了承願います。</p> <p>会議の進行についてお願いがございます。</p> <p>【会議進行についての説明】</p> <p>次にお手元の資料を確認させていただきます。</p> <p>【資料の確認】</p> <p>なお、本日の会議は、午後8時30分までを予定しておりますので、ご協力をお願いいたします。</p>
2 あいさつ	事務局 (小玉主査) 佐藤保健福祉部長	<p>でははじめに、函館市保健福祉部長の佐藤からご挨拶を申し上げます。</p> <p>【保健福祉部長 あいさつ】</p> <p>ありがとうございます。</p>
3 委員紹介	事務局 (小玉主査)	<p>それでは、次第の3 委員紹介ですが、本日は第1回目の検討委員会でございますので、皆様をお一人ずつ順にご紹介させていただきます。</p> <p>【委員、事務局、手話通訳者、要約筆記者紹介、あいさつ】</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>
4 会長・副会長選出	事務局 (小玉主査)	<p>それでは、引き続き次第に従いまして進めてまいります。次第の4、会長、副会長の選任でございます。委員会設置要綱第4条第2項の規定により、会長は委員の互選により定めるものとなっておりますが、いかがいたしましょうか。</p> <p>【発言なし】</p> <p>ご発言が無いようですので、事務局案といたしましては、齋藤委員に会長をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。</p> <p>【発言なし】</p> <p>ご異議ございませんでしたので、会長は齋藤委員にお願いしたいと思っております。それでは、齋藤委員、会長席にご移動をお願いいたします。</p>

	<p>事務局 (小玉主査)</p> <p>齋藤会長</p> <p>事務局 (小玉主査)</p> <p>事務局 (小玉主査)</p> <p>齋藤会長</p> <p>事務局 (小玉主査)</p> <p>齋藤会長</p>	<p>【齋藤会長 移動】</p> <p>続きまして、副会長の選任ですが設置要綱第4条第3項で、副会長は会長の指名する委員をもって充てるとありますので、会長から指名していただきたいと思いをします。</p> <p>副会長につきましては、函館市障がい者計画策定推進委員会で会長を務めていらっしゃる佐藤委員に副会長をお願いしたいと存じます。</p> <p>佐藤副会長、移動をお願いいたします。</p> <p>【佐藤副会長 移動】</p> <p>それではここで、齋藤会長からご挨拶をお願いしたいと思います。</p> <p>あらためまして、北海道教育大学函館校の齋藤と申します。</p> <p>私は社会福祉を日頃から教えたり、勉強したりしているものでございますが、今回の、手話言語条例あるいは障がい者コミュニケーション条例の検討にあたっては、ご参集の皆様が一番詳しい専門家であらうと思っております。</p> <p>そのため、ぜひ皆さんが会議の席上、一言でも多くご発言いただけますように、聞き役に徹すると思っておりますが、勉強させていただくつもりでございます。</p> <p>至らない点もあるかと存じますけれども、スムーズな進行にご協力いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。それでは、ここからの会議につきましては、会長を議長として進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>早速ですが、次第にしたがって、議事に入りたいと思っております。先ほどご説明がございましたが、発言の際には、マイクを通していただきますこと、お名前を言ってからご発言いただけますよう、ご協力お願ひいたします。</p>
<p>5 今後の 検討 スケジュール</p>	<p>齋藤会長</p> <p>事務局 (小玉主査)</p> <p>齋藤会長</p> <p>齋藤会長</p>	<p>それでは、今後の検討スケジュールについて事務局からご説明をお願いいたします。</p> <p>【資料1に基づき説明】</p> <p>ただいま事務局から説明がございましたが、委員の皆様からご質問があれば、お受けしたいと思います。</p> <p>【発言なし】</p> <p>いかがでしょうか。特にございませつか。</p> <p>それでは無いようですので次に参りたいと思いをします。</p>
<p>6 函館市の 現状</p>	<p>齋藤会長</p> <p>事務局 (小玉主査)</p> <p>齋藤会長</p>	<p>6番目に函館市の現状についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>【資料2に基づき説明】</p> <p>ただいま事務局から説明がございましたが、委員の皆様からご意見やご質問があ</p>

<p>について</p>	<p>齋藤会長</p> <p>齋藤会長</p>	<p>れば伺いたいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>【発言なし】</p> <p>大丈夫そうでしょうか。</p> <p>それでは、今のところ皆様からはご意見ご質問は無いということで次の議題に進みたいと思いますが、次の次第に進む前に若干準備の時間を頂戴したいと存じます。</p>
<p>休憩</p>		
<p>7 北海道の 条例の 成り立ち と 取り組み について</p>	<p>齋藤会長</p> <p>伊藤係長</p>	<p>それでは、会議を再開いたします。</p> <p>次第7 北海道の条例の成り立ちと取り組みについてですが、これ以降スライドの関係がありますので、会長、副会長については自席から進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課社会参加係長の伊藤様、よろしくお願いいたします。</p> <p>皆さま、初めまして。北海道庁の保健福祉部障がい者保健福祉課の伊藤と申します。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>今回、函館市手話言語条例および障がい者コミュニケーション条例検討委員会での説明のご依頼を受けましたので、僭越ながら説明させていただきます。</p> <p>まず、簡単に自己紹介をさせていただきますと、私は現在、道庁の障がい者保健福祉課の社会参加係という係に所属しているんですけども、この係では手話をはじめとする、障がい者の意思疎通支援の関係の仕事を主に担当させていただいております。</p> <p>私も道職員になって、かれこれ20年位になるんですけども、これまで、いろいろな福祉の仕事をしてまいりまして、今年の4月から今の係に配属になりまして、障がい者施策に本格的に取り組むというのは初めてになるんですが、いろいろ勉強させていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは説明に入ります。北海道の二つの条例がありまして、「北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例」と「北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例」が正式名称なんですが、説明の都合上、通称で「北海道意思疎通支援条例」と「北海道手話言語条例」と言わせていただきますので、ご了承願えればと思います。</p> <p>すでにご存じと思いますが、北海道では平成30年4月にこの二つの条例を制定しました。</p> <p>目的は資料に記載のとおり、障がいの有無に関わらず、全ての道民が個人の尊厳を大切にしながら、共生する真に暮らしやすい社会を実現するため、となっています。</p> <p>本日の説明の構成について、大きく分けて、「条例作成までの経過について」と「条例の内容について」そして「条例に基づく道の取り組みについて」の三</p>

伊藤係長

つに分けて、説明させていただきたいと思います。

まず、「条例作成までの経過について」の、国の動きについて、先ほど函館市の小玉主査から説明があったとおり、平成23年8月の障害者基本法改正によりまして、全て障がい者は可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択機会の拡大が図られることとされたところです。

また、これも先ほど説明がございましたけれども、国が平成26年の1月に障害者権利条約を批准しまして、内容としては、この条約の適用上、意思疎通とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア、並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的および代替的な意思疎通の形態、手段および様式（利用しやすい情報通信機器を含む）をいう。言語とは、音声言語および手話その他の形態の非音声言語をいう、というものになっております。

この障害者基本法改正と障害者権利条約批准の中で、手話が言語であるということが明示されたということになっております。

続きまして、道の動きについてなんですけれども、まず、平成26年3月に手話言語法（仮称）の制定を求める意見書が道議会で可決されて、その後、平成27年の4月に知事公約において、「手話を言語と認め、聴覚障害者が暮らしやすい社会環境を整備するため、手話言語条例（仮称）を制定する」とされたところです。

その後、平成28年1月に、道の障がい者施策推進審議会の中に意思疎通支援部会という部会を設置しました。障がい者施策推進審議会というのは、障害者基本法の規定に基づいて都道府県が設置しているもので、障がい福祉計画を推進、管理ですとか、計画の策定に向けた議論などを行っているものになっています。そして、意思疎通支援部会というのは、この、障がい者施策推進審議会の中の専門部会でありまして、障がい者の意思疎通支援に関する施策の総合的な推進について調査、審議するために設置されているものとなっております。

そして、平成28年の2月から平成29年の10月にかけて、意思疎通支援部会を計9回開催しました。意思疎通支援部会の委員の構成としては、今回、お集まりの皆さんのように、学識経験者、障がいの当事者団体、障がい者の支援団体、その他行政機関、北海道市長会、町村会などが、構成員とされています。

その後、平成30年3月の平成30年第1回定例道議会においてこの二つの条例が可決されております。

補足になりますけれども、意思疎通支援部会の議論の中で、条例を2本立てにするのか1本にまとめるのかなどの意見が出されたんですが、関係団体からの意見、知事公約の内容を踏まえまして、北海道としては2本立ての条例として定めるということになりました。

それでは、次に「条例の内容について」ですが、まず、意思疎通支援条例の概要としまして、「障がい者の意思疎通手段は、障がいの特性に応じて多様であり、意思疎通を円滑に行うためには、周囲の人々の適切な配慮、意思疎通のた

伊藤係長

めの機器、意思疎通支援者が必要とされるが、その環境が十分に整っておらず、障がい者の意思疎通に支障が生じていることから、このような状況を解消すべく、障がい者の意思疎通の支援に関する施策を総合的に推進するためのもの」とされています。

条例の構成としましては全部で16条からなっておりまして、第1条から第9条までの総則と、第10条から第16条までの基本的施策に分けられます。

条文そのものをそれぞれ説明いたしますと、第1条 目的、第2条に障がい者の定義など、第3条に基本理念、第4条 道の責務、第5条から8条までは道民ですとか、障がい者、意思疎通支援者、事業者のそれぞれの役割を明記、第9条 市町村との連携等、そして第10条 施策の基本方針、第11条で審議会の意見の聴取、第12条から15条までは施策の内容、第16条 財政上の措置、というような構成になっています。

次に手話言語条例の内容についてですが、こちらも概要を説明いたしますけれども、平成23年の障害者基本法の改正や平成26年の障害者権利に関する条約の批准により、手話が言語として明確に位置づけられたものの、手話が日本語とは異なる独自の体系を持つ言語であることについては、広く道民の理解を得られておらず、また、手話を言語として、使用しやすい環境が十分に整備されていない状況にあり、このような状況を解消すべく、言語としての手話の認識の普及等に関する施策を推進するためのもの、とされているところです。

手話言語条例の構成については全部で6条からなっておりまして、第1条の条例の目的から、第2条の認識の普及、第3条 道民の理解等、第4条 機会の確保、第5条 学校への支援、第6条 事業者への支援、という構成になっています。

それでは、「条例に基づく道の取り組みについて」の概要を説明させていただきますけれども、まず、意思疎通支援条例におきましては、主に第12条から第15条までに基づき、取り組みを実施している形になっておりまして、第12条の理解の促進という項目につきましては、パンフレットやリーフレット、ガイドブックですとか、映像資料等の作成、周知などとなっています。一般向けのパンフレットですとか、道の方では、主に職員向けに作った、後ほど説明しますけれども、「情報保障のための指針」の作成ですとか、あるいは、条例制定直後の平成30年には、理解促進を図るためのフォーラムの開催などを行った実績があります。また条例の普及啓発のためのパネル展を、例年、各種イベントに合わせて実施しております。

第13条の意思疎通手段の確保の項目ですけれども、点字、手話などの講習会（本人向け、支援者向け）の開催周知ですとか、講習会等の開催への支援（講師の紹介など）となっております。道職員向けといたしますか、ミニ手話講座を行っていたり、職員向けの手話レッスンも行っているところです。同じく第13条の使いやすい環境整備という項目では、行政機関や医療機関などへの手話通訳者等の配置の促進、各種機器の設置の促進という点が取り組みになっておりまして、例えば、道内、道の振興局が14か所あるんですけど、14振興局に、そ

伊藤係長

れぞれ手話通訳者を配置したり、遠隔手話サービスへの補助を行うといった方策
になっています。

そして、第14条の情報保障の推進ですけれども、各種説明会、大会、フォー
ラム、窓口等における意思疎通支援者の配置、派遣、あるいは多様な意思疎通手段
を活用した資料の作成、配布、点字版や音声コード付きの印刷物の配布、手話、
字幕付きの動画の配信など、印刷物の配布の点では、例えば、道で作成している
障がい福祉計画などに点字を打ったり、動画配信というところでは、知事の
記者会見に、手話通訳をつけるなどの取り組みを行っているところです。

第15条の意思疎通支援者の養成等の推進として、意思疎通支援者の関連施設の
活動の紹介、手話、要約筆記等サークルの活動状況周知、手話通訳者、要約
筆記者などの養成研修、現任研修などの実施、手話通訳者、要約筆記者の人材
確保や調整等の支援などの取り組みを行っておりまして、これは、道として国
の事業を使いながら、手話通訳者などの養成や派遣事業を関係団体に委託して実施
しております。

続きまして、手話言語条例につきましては、第2条から第6条までの取り組
みとしまして、今の意思疎通支援条例の取り組みと重なる部分があるんですけれ
ども、第2条 認識の普及および第3条 道民の理解等においては、ホームペ
ージ等の各種媒体を活用した周知、関係団体と連携した普及啓発活動、第4条の
機会の確保につきましては、市町村等と連携した講習会の開催、講師の紹介、
対象者への周知、というようなものになっています。

第4条 機会の確保の具体的な取り組みとしましては、例えば聴覚に障がい
のある乳幼児とその保護者に対する支援というものが、これにあたるものと考え
ております。

第5条の学校への支援としましては、道の教育委員会等と連携して、学校に
おいて、手話を学習するための支援、講師の紹介などを行っておりまして、小中
学生向けの手話教室ですとか、手話の出前教室の開催などを、これまで行って
きているところです。

第6条の事業者への支援ですけれども、事業者等と連携した事業所における
勉強会の開催、講師の紹介については、実績が乏しいところでありまして、
今後いろいろやり方を模索していきたいと考えております。

これらの取り組みについては、道が直接実施しているというものもあれば、
専門性が必要なものについては、関係団体に委託したり、補助したりしながら実施
しているところもありますので、その点、ご了承いただければと思います。

最後のページになりますけれども、これも道の取り組みの一つとして、「障がい
のある方への配慮と情報保障のための指針」というものを作成しまして、道職員
が率先して、情報保障について取り組んでいくための参考資料として、毎年、新規
採用職員の研修の際に、その内容について、説明しておりますので、参考にお
知らせします。

私からの説明は以上ですが、今後、何か必要なことがあれば、情報提供など
をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

齋藤会長	<p>伊藤係長，ありがとうございます。</p> <p>これからもご支援いただけるということで，たいへん心強く感じたところです。今のお話を伺って，委員の皆様方からご質問があればと思いますが，いかがでしょうか。</p>
百合委員	<p>本日はありがとうございます。</p> <p>お答えできればでよろしいんですけども，北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例について，現在，改正案の検討等はございますでしょうか。</p>
伊藤係長	<p>意思疎通支援条例の改正案の有り無しというご質問ですが，今のところ，そういった話は出ておりませんが，今後，その取り組みなどをやっていく中で，説明の中にもありました意思疎通支援部会を条例制定後も毎年開催しておりますので，その中で，改正が必要となれば，進めていくことになるものと考えております。</p>
百合委員	<p>第8条の改正等の情報がありましたら，私が話すことではないんですけども，函館市にいろいろ情報提供いただきますよう，よろしく願いいたします。</p>
齋藤会長	<p>百合委員，第8条のところの改正に関して情報があればというのは，もしよろしかったら，若干補足いただいてもよろしいでしょうか。</p>
百合委員	<p>具体的に言うと，今年の4月から，事業者に対しての合理的配慮が義務化になったというところがあって，その事情に鑑みると，道の条例も何らかの形で改正があるのかなと。これから作るわけですから，平仄（ひょうそく）を合わせるだとかということも考えたいですし，何よりやっぱり道に協力していただければ，函館市も，ちょっと言い方悪いですけど，楽になるかなっていうところもあるので，お願いいたしますというところです。</p>
齋藤会長	<p>大変よく分かりました。</p> <p>伊藤係長の方から，もし可能でしたらば，情報提供，共有をお願いしたいと思いますが。</p>
伊藤係長	<p>こちらでも何か動きがありましたら，函館市に情報提供などしたいと思えます。よろしく願います。</p>
齋藤会長 佐直委員	<p>そのほかにご質問等ございましたら，よろしく願いいたします。</p> <p>道の取り組みについてのところにありました第12条の中にあります，パンフレット，リーフレット，ガイドブック，映像資料等の作成，周知など上げられていたんですが，こういうものは，どういう形で対象者に配布したり，どういうところに置いて，手に取ってもらったりされているのか。また，映像資料等がどういう機会に道民の方が見られる機会があったのか，お聞きしたいと思います。</p> <p>それと，道の取り組みの中の，手話言語条例第2条の中の関係団体と連携した普及啓発活動，これが具体的にどうなされていたのか，お聞きしたいと思います。</p> <p>それともう一つ，思うように取り組みが進んでいない現状というのでも，お話いただいたんですけど，条例の進み方だとか取り組みの状況，それをチェックしたり，評価したり，改正なり手を加えていく場というのは，先ほど，支援部会の中で話し合われていく，ということでお聞きしたんですが，その支援部会というのは，函館市におけるこの場面というんですか，検討委員会の様なものなんで</p>

<p>佐直委員 齋藤会長</p>	<p>すか。それとも、別立てのそういう部会が用意されてあるんでしょうか。</p>
<p>伊藤係長</p>	<p>はい、ありがとうございました。3点ございました。 1点目は、パワーポイントの資料の意思疎通支援条例第12条関連で、周知をどのようにされてたのか、ということと、それから、条例に基づく道の取り組みの中で、今度は手話言語条例の方で、関係団体との連携した啓発活動があったので、これについてもう少し具体的に内容をお聞かせいただきたいということと、そして最後に、なかなか思うように進んでいないという、ご発言があったところに関して、例えばこれまでの取り組みをチェックしたり、評価したり、改善していくようなサイクルを支援部会で行っているのでしょうか、その支援部会の対応というか、どのような形で行われているのか、ということあたりがご質問の趣旨だったかなと思われませんが、お答えいただける範囲でお願いいたします。 それではまず、意思疎通支援条例の第12条の理解促進の方からですけれども、これまでの取り組みとしては、条例制定した直後に道民向けのフォーラムを開催したり、資料の中にもありましたパンフレットや、指針を作成しました。パンフレットですとか、指針につきましては、道のホームページ上で閲覧することが可能となっておりますので、そういった形で、道民向けに広く周知させていただいているものとなっております。</p>
<p>佐直委員</p>	<p>それに加えて、例えば、イベントなどで、条例普及啓発パネル展というものも開催してまして、そこでももちろん、パンフレット等の配布は行われておりますし、そういったイベントごとに、機会を設けて、条例の普及に向けて取り組んでいるところですよ。</p>
<p>齋藤会長</p>	<p>そして、二つ目の手話言語条例の第2条の関係団体等の連携等につきましては、後日、函館市経由で、情報提供させていただければと思っております。 最後に、条例の内容についての審議といいますか、北海道の場合、障がい者施策推進審議会の中の意思疎通支援部会というところで、私もまだ開催した経験がないんですが、毎年、取り組みの実績などを報告させていただいております。それに対して委員から、ご質問、ご意見をいただいております。意思疎通支援部会につきましては、函館市の検討委員会と同じような委員の皆様が集まっていたいて、開催しておりますので、同じようなこういった場で検討しているものと思っております。</p>
<p>伊藤係長</p>	<p>もう一つなんですが、審議する場、審議会で見直していくことについて、条例の中にそういう機会を設けるとか、何年ごとにだとか、そういうことが明記されているものなんですか。 条例の中に、期限を決めて見直すとか、検討する、ということについては、意思疎通の総合的支援に関する条例の見る限りでは、5年経過ごとに検討を加え、というような文言がありますが。 条例の一番最後の附則というところにありますけれども、「知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置</p>

	<p>伊藤係長</p> <p>齋藤会長</p>	<p>を講ずるものとする」とされておりまして、施行の日から5年経過するごとに、検討する形になるかと思えます。</p> <p>お時間もありますので、このあたりで、北海道の条例と成り立ち、条例の成り立ちと取り組みについては、一度区切らせていただいでよろしいでしょうか。</p> <p>伊藤係長におかれましては、業務ご多忙の中お越しくださいますて、ありがとうございました。今後とも、よろしくお願いたします。</p>
<p>8 条 例 の 構 成 に つ い て</p>	<p>齋藤会長</p> <p>事務局(小玉主査)</p> <p>齋藤会長</p> <p>石井委員</p> <p>齋藤会長 大山委員</p> <p>小谷委員</p> <p>齋藤会長</p> <p>佐直委員</p>	<p>それでは、引き続き、条例の構成について、に入りたいと思えます。</p> <p>事務局から説明をお願いたします。</p> <p>【資料4に基づき説明】</p> <p>事務局から説明がございましたが、条例の形態につきましては、他都市では、それぞれ別々にしているところと、一体として整備しているところがあるようでございます。</p> <p>函館市では、別々に定めるのか、一つの条例にするのかということ、検討委員会の中で、委員の皆様方のご意見を伺いながら進めていくということでございますので、この検討委員会を進めていくにあたっては、まずは一つの条例でいくのか、別々に定めるのかというところを、今日、皆様のご意見聞いて、方向性だけ決めておきたいと思うのですが、委員の皆様方からご意見があれば、伺いたいと思じます。</p> <p>今日は皆さん、いろいろお話ししていただき、経過もよく分かりました。</p> <p>今お話があったように、二つを一つにまとめるのか、別々に作るのかということですが、ぜひ分けて二つ作って欲しいと思っています。</p> <p>皆さんご存知とは思いますが、今、手話通訳者がここに3人いますけれども、通訳者がいなければ会議に参加できません。手話は私たちにとって、とても大事な言語です。</p> <p>ぜひ、分けた条例を作っていくって欲しいと願っております。</p> <p>よろしくお願いたします。</p> <p>ぜひ分けて条例を作っていくって欲しいというご意見でございました。</p> <p>これはまた、なかなか難しいことだと私は思っていますので、まずこの、二つとか、一つとか、今すぐには判断できかねています。もう少し審議してからでも遅くはないかなとは、私個人としては思っています。</p> <p>ここに調べていただいている、それぞれの自治体が地域性を踏まえて制定しているという、この地域性というところが、どんな背景のもと、個別型にされたのか、一体型にされたのか、その辺まで、もし分かれば教えていただきたいと思つて聞いていました。</p> <p>地域特性、個別性に依じて、別にしたり、一体にしていることについて、もう少し情報があるといいという点は、おそらく大山委員の、もう少しよく検討した方が良いんじゃないかということに、つながるのではないか思っております。</p> <p>ぜひ、二つの条例を作っていただきたい。</p>

<p>佐直委員</p>	<p>聞こえない人が情報を保障されることと、聞こえない人が母語である手話を使って生活しやすい社会を作ること。これはきちんと分けて考えていかなければならないと思います。</p>
<p>佐藤副会長</p>	<p>道の条例ができたときに、これは、一体になっているものなのかな、という印象を持ったんですが、意外とそうではなくて、手話言語条例についての対象になる人、ならない人、そういった部分で分けて制定されるのかな、そんな印象を持ったんですね。</p>
<p>島委員</p>	<p>そう考えると、いろいろと一緒にできないもの、一緒になかなか想像つかないものとか、あるだろうと思ってはいるんですね。そういった意味で、聴こえづらいつか、聴こえないとか、そういう人々に対する支援をどういう風にするのかわかっていることが、条例になってくるんだろう、そういう風に思っています。それには、それにまつわる色々なものがたくさんあるんですね。そういったものを十分理解されやすい形で作っていくことが、いいのかなという風に思っています。そういった意味では、二つ、分類して作っていく方が分かりやすいのかなと思います。</p>
<p>菅沼委員</p>	<p>私の意見を先に言うと、二つで制定して欲しいと思います。その理由は、北海道の意思疎通支援部会にも私も関わって発言してきた経緯もあるんですが、この、手話が言語であるということを広く普及することと、それから手話も含めたコミュニケーションを促進を普及していくということは全く似て意味合いの違う別のもので、そういうところをしっかりと押さえつつ、この二つの条例の必要性を理解していければいいかなと、思っています。</p>
<p>相馬委員</p>	<p>私も、手話言語は手話の分かる人にとって、すごく大事なことですし、また障がい者コミュニケーションというものと、私たちの子ども、自閉症、知的障がいがある人、ない人によっても、それぞれコミュニケーションの仕方、人によって全く違うので、一体型ではなく個別型で分ける、今の段階では、そちらの方がいいかなと思いました。</p>
<p>長澤委員</p>	<p>皆さんのお話を聞いてましたが、手話が言語であるということが、すごく頭の中にありまして、手話の理解促進を図るということで、やはり二つに分けた方がいいかなと思います。</p>
<p>齋藤会長</p>	<p>私は、小谷委員が仰られたような、地域性を踏まえて制定した結果、個別型と一体型のものができあがった背景というのがちょっと分からなかった、というのが一つございます。あとは、個別型、一体型にしても、手話を必要とされる方、他の情報保障を必要とされる方、いろいろな方がいらっしゃるということで、一体型にした場合に、運用が難しくなってしまうたり、あとは適宜評価をして、改善をしていく作業が非常に複雑になるということであれば、分けた方がよろしいのかなという風に今、考えているところです。</p>
<p>納谷委員</p>	<p>一体型にするものの、むしろ、デメリットがあるとすれば、個別にした方が評価、改善がしやすいのではないかと、現時点ではというようなことでございましたが、今、皆さんの意見を聞いていて、私の中では、こういう問題、未消化なもので</p>

<p>納谷委員</p>	<p>ですから、どちらに決めるかというふうに問われると困惑するんですが、やはり、当事者の方々が、別にして欲しいと強く意見を述べられているようなので、そちらで賛成とさせていただきます。</p>
<p>船橋委員</p>	<p>私も島委員の意見に賛成です。全日本ろうあ連盟が言語法の制定というパンフレットと、コミュニケーションは生きる権利というパンフレットを別に作っています。</p>
<p>三好委員</p>	<p>それで、手話言語条例がなぜ必要かというのは、手話言語がやはり言語と認められ、批准されて、ろう者や、難聴者、中途失聴者が手話言語をコミュニケーションに活用できることを幅広く知っていただくという、手話言語が使いやすい社会を自指すために必要だとうたっています。一方で、コミュニケーション条例については、コミュニケーションは生きる権利、手話と手話通訳は似て非なるものなんです。なので別々に作っていくということを私は推奨していきたいと思っています。よろしくお願いします。</p>
<p>齋藤会長</p>	<p>北海道と札幌市の条例は、個別に作ってあるのは知っていたんですけども、一体型というのは知りませんでしたので、実際どういうものなのかなというのは気になるところです。この辺をまず確認してみたいと思っています。</p>
<p>森田委員</p>	<p>あとは、石井委員や島委員がお話ししていた内容を聞きまして、個別に作ることに理解はできましたので、そういった点は尊重していきたいと思っています。一体型の事例がどんなものがあるんだろうかということに関心を持ったということでございます。</p>
<p>百合委員</p>	<p>それでも、皆さんのご議論の中で、別々にすることの意味は良く分かったということだと感じます。</p>
<p>森田委員</p>	<p>私は視覚障がい者の情報ということでこの場におりますので、やはり二つに分けていただかないと、私の考えはまだ浅いところが手話の方にはありますので、それぞれ、分けた方がよく分かるのではないかと感じております。</p>
<p>百合委員</p>	<p>結論からすると、二つ別々の形になると思いますが、先ほどの地域柄という話が出ましたが、これは、おそらく都道府県というか、上位の地方公共団体にかかってくるかと思っています。つまり、北海道が二つ作っているから、市町村、北海道にある市町村は二つの方が作りやすい、という面はあるかと思っています。私が調べた限りですと、札幌市だとか旭川市、北斗市や江別市なども手話条例があります。それと、他の障がいがある方からすると、どうして手話だけというところがあるかと思うんですが、この点については、先ほどもお話ししたとおり、手話は言語であることを広く啓発、啓もうしていく必要があるということと、他の障がいの方には、「コミュニケーション条例であなたたちを守るんだよ」ということを、啓発、広く伝えていくということと感じました。</p> <p>最後に、先程お話にも出ていた一般財団法人全日本ろうあ連盟のホームページでは、手話言語条例マップというものと、情報コミュニケーション条例マップというものがあり、クリックしていくと、その条例を作っている都道府県とか自治体、作っていないところが出てくる仕組みになっているんですね。函館市を</p>

<p>百合委員 齋藤会長</p>	<p>見たときには、やっぱり二つ作って載せて欲しいという思いもあります。 皆様方からご意見少しずついただいて、小谷委員、お話聞いていくうちに、戻って みて、皆さんの意見を聞いて、どうでしたか。</p>
<p>小谷委員</p>	<p>こういう条例を作る委員として参加するのは初めてでしたので、そういう意味 でもいろいろ、ご意見伺う中で、ちょっと理解ができたところがあります。</p>
<p>齋藤会長</p>	<p>大山委員、もし議論を深めていく中で、気づいた点とかあるいは何かあれば、 お願いいたします。</p>
<p>大山委員</p>	<p>私は、小谷委員と意見はだいたい同じですね。どちらにしても、個別型、一体型 それぞれのメリットデメリットあるでしょうが、札幌市の条例も見ましたが、も う少し審議できればと思っています。</p>
<p>齋藤会長</p>	<p>個別型にするメリットとデメリットと、一体型にするメリットとデメリットの ようなものが、少し整理されると、全体としてのコンセンサスが取りやすいのか なというふうに思ったところでした。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局の方で、これどうでしょうか。 一体型として進めます、あるいは個別型として進めます、というのは今日、方向性 を絞った方がよろしいのか、それとも、今後のスケジュール的なところを鑑みると、 あまり先送りできないとのことであれば、今日、ある程度結論をみたいと思 いますし、もっとメリットデメリットを整理してということで、時間的な余裕が あるのであれば、次回、コンセンサスを得てから、次のステップということもあ るかと思えます。ただ、ずっと先送りしても成就しないものですから、やっぱり 成就させることが大事なので、せっかくお時間がない中で集まっていたいてお りますので、まず一歩進めるために、ある程度結論を見たいと思えますが、事務局 から、ご回答いただけるのであれば、お願いいたします。</p>
<p>事務局 (田口課長)</p>	<p>今後の進め方を考えますと、一定程度方向性というのは今日得たいと考えて おりました。</p>
<p>事務局</p>	<p>ですので、委員の皆様のご意見は概ね、それぞれ条例を制定してはどうかと いう声が多かったと考えておりますので、まずはその方向で次回以降の準備を進 めさせていただければと思います。</p>
<p>齋藤会長</p>	<p>一方で、一体型、個別型それぞれのメリットデメリットのようなお話もござい ましたので、次回以降の会議でご案内できるような進め方をしていきたいと思 っております。</p>
<p>事務局</p>	<p>今後の進め方ということで、今日の段階で、ある程度、一定の方向性を見たい ということでございます。</p>
<p>事務局</p>	<p>そして、メリットデメリットの整理についても、これ、大事なことなので、次回 以降、それをしっかり踏まえた議論ができるように準備をしていただいただけるとい うことでございますから、ひとまず、今日の段階ではですね、多くの皆様に、委員 の皆様方のご発言いただいた方向性、今、一体型ではなく、個別に進めていくよ うな方向で作業を進めさせていただく方向で、今日は一応結論を見たいと思いま すが、いかがでしょうか。</p>

	<p>齋藤会長</p> <p>齋藤会長 事務局 (田口課長)</p> <p>齋藤会長</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>【発言なし】</p> <p>事務局, よろしいでしょうか, その方向で。 承知いたしました。</p> <p>それでは, 次回に向けて, 今日いただいた意見踏まえて, ご準備お願いしたいと思えます。</p>
<p>9 その他</p>	<p>齋藤会長</p> <p>事務局 (小玉主査)</p> <p>齋藤会長 石井委員</p> <p>齋藤会長</p> <p>事務局 (田口課長)</p> <p>石井委員</p> <p>齋藤会長</p>	<p>それでは, 最後にその他でございますが, 事務局から何かご報告等ありますでしょうか。</p> <p>第2回の委員会につきましては, 先ほどのスケジュール案でお示したとおり, 7月から8月頃を自途に開催したいと考えております。日程が決まり次第ご案内させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>委員の皆様からは特にございませんでしょうか。</p> <p>今日の内容, 進行, また, 二つに分けた方がいいという意見があったのは, 私はとても嬉しく感じました。</p> <p>手話は私たちにとっては言語であり, また母語という言い方もしています。皆さんが自然にお話するのと同じように自然に母語として手話を活用して生活をしています。</p> <p>これからのスケジュールの中に検討委員会の会議について要望があります。条例を二つきちんと分けて議論をしていただきたいです。そうでないと, 中身について, 私混乱するのではないかと考えていますので, こちらの条例について, もう一つの条例について, 分けた審議検討していただきたいと思ってるんですけども, どうでしょうか。</p> <p>石井委員 仰るとおりかなと思いますので, 進行上の工夫を少し次回までに考えていただくところかなと思いましたが, 事務局でご回答いただけますでしょうか。</p> <p>石井委員の 仰るとおり, 二つの条例の検討を進めていくということで準備を進めますが, 例えば, 時間を分けて, 前半は手話言語条例, 休憩をはさんで後半はコミュニケーション条例など, 今, 何の条例について検討しているのかが分かるような工夫をしながら進めていきたいと考えております。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>そのほか, よろしいでしょうか。</p>
<p>10 閉会</p>	<p>齋藤会長</p> <p>齋藤会長 事務局 (小玉主査)</p>	<p>はい。ご協力いただきましてありがとうございました。</p> <p>予定の時間までに, 終わることができました。</p> <p>スムーズな進行にご協力ありがとうございました。</p> <p>それでは本日はこれで終了したいと思います。委員の皆様ご協力ありがとうございました。お疲れ様でした。</p> <p>これをもちまして, 第1回函館市手話言語条例および障がい者コミュニケーション条例検討委員会を終了いたします。ありがとうございました。</p>

